

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2020年12月11日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

■廃止措置計画変更申請書の反映による変更

廃止措置段階においても性能を維持すべき施設(以下、「性能維持施設」(注3)という。)を保安規定に規定していましたが、性能維持施設の記載を廃止措置計画書本文にも詳細に規定するよう廃止措置計画の変更認可申請をおこないました。(2020年8月18日お知らせ済)

今回、保安規定の性能維持施設に係る記載を削除し、代わりに、性能維持施設については、廃止措置計画書に記載している旨を追記するよう記載の見直しをおこないました。

なお、廃止措置計画変更認可申請書は現在、原子力規制委員会による審査を受けております。

■廃止措置の進捗に伴う区域区分の変更

1、2号機共用排気筒の解体撤去工事の進捗に伴い、当該排気筒を管理区域図から削除します。また、1号機主変圧器跡に建設中であるクリアランス測定建屋の建設工事の進捗に伴い、当該建屋を管理区域図に記載します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受けるものです。
- 注3 性能維持施設は、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止
措置期間中に性能を維持すべき施設です。

以上